





設に関する技術的な研究及び指導に関する事務をつかさどる。

4 3 交通管制技術室に、室長を置く。

4 3 室長は、命を受け、交通管制技術室の事務を掌理する。

(特別交通対策室)

**第三十六条** 交通局交通規制課に、特別交通対策室を置く。

2 特別交通対策室においては、令第三十四条规定第一号から第三号までに掲げる事務のうち警衛、警護、国際的又は全国的な規模の会議又は競技会、災害その他これらに類する事案に関する事務(交通管制技術室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

4 3 特別交通対策室に、室長を置く。

4 3 室長は、命を受け、特別交通対策室の事務を掌理する。

(高齢運転者等支援室)

**第三十七条** 交通局運転免許課に、高齢運転者等支援室を置く。

2 高齢運転者等支援室においては、令第三十五条各号に掲げる事務のうち高齢者、障害者その他自動車等の運転に関し支援を要する者に関する事務をつかさどる。

4 3 高齢運転者等支援室に、室長を置く。

4 3 室長は、命を受け、高齢運転者等支援室の事務を掌理する。

(公安対策企画官)

**第三十八条** 警備局公安課に、公安対策企画官一人を置く。

2 公安対策企画官は、命を受け、令第三十八条第一号及び第二号に掲げる事務のうち重要事項に係るもの企画及び立案に参画する。

2 公安対策企画官は、命を受け、令第三十九条各号に掲げる事務のうち技術的事項に係るもの調査及び企画に関する事務をつかさどる。

3 外事技術調査室に、室長を置く。

4 3 (外事情報調整室)  
第四十条 警備局外事情報部外事課に、外事情報調整室を置く。  
2 外事情報調整室においては、令第三十九条第一号に掲げる事務のうち国際機関、外国の行政

機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。

2 特別交通対策室においては、令第三十九条第

二号及び第三号に掲げる事務のうち災害警護、国際的又は全国的な規模の会議又は競技会、災害その他これらに類する事案に関する事務をつかさどる。

(経済安全保障室)

**第四十一条** 警備局外事情報部外事課に、経済安全保障室を置く。

2 経済安全保障室においては、令第三十九条第

二号及び第三号に掲げる事務のうち経済活動に開して行われる不正な活動に関する事務をつかさどる。

4 3 室長は、命を受け、経済安全保障室の事務を掌理する。

(国際テロリズム情報官)

**第四十二条** 警備局外事情報部国際テロリズム対策課に、国際テロリズム情報官一人を置く。

2 国際テロリズム情報官は、命を受け、令第四十条第一号に掲げる事務をつかさどる。

(警衛指導室)

**第四十三条** 警備局警備運用部警備第一課に、警衛指導室を置く。

2 警衛指導室においては、令第四十二条第一号に掲げる事務のうち警衛の実施に関する事務をつかさどる。

(警衛指導室)

4 3 警衛指導室に、室長を置く。

4 3 室長は、命を受け、警衛指導室の事務を掌理する。

(警護指導室)

**第四十四条** 警備局警備運用部警備第一課に、警護指導室を置く。

2 警護指導室においては、令第四十二条第一号に掲げる事務のうち警護の実施に関する事務をつかさどる。

(警護指導室)

4 3 警護指導室に、室長を置く。

4 3 室長は、命を受け、警護指導室の事務を掌理する。

(事態対処調整官)

**第四十五条** 警備局警備運用部警備第三課に、事態対処調整官一人を置く。

2 事態対処調整官は、命を受け、令第四十三条各号に掲げる事務のうち重要な事項に係るもの企画及び立案に参画する。

2 事態対処調整官は、命を受け、令第四十三条各号に掲げる事務のうち重要な事項に係るもの企画及び立案に参画する。

2 災害対策室においては、令第四十三条第一号、第四号及び第五号に掲げる事務のうち災害警備その他灾害対策に関する事務(原子力災害警備その他原子力災害対策に関するものを除く。)をつかさどる。

(サイバー警察局)

**第四十六条** 警察庁サイバー警察局に、サイバー事案対策企画官一人を置く。

2 重大サイバー事案対策企画官は、命を受け、令第四十五条第一号に掲げる事務のうち重大サイバー事案の対策に関する重要な事項に係るもの企画及び立案に参画する。

(サイバー事案防止対策室)

**第四十七条** サイバー警察局サイバー企画課に、

2 サイバー事案防止対策室を置く。

2 サイバー事案防止対策室においては、令第四十五条第二号に掲げる事務及び同条第六号に掲げる事務のうちサイバー事案の防止対策に関する事務をつかさどる。

(サイバー事案防止対策室)

**第四十八条** サイバー警察局サイバー企画課に、

2 サイバー事案防止対策室を置く。

2 サイバー事案防止対策室においては、令第四十五条第二号に掲げる事務及び同条第六号に掲げる事務のうちサイバー事案の防止対策に関する事務をつかさどる。

(サイバー事案防止対策室)

**第四十九条** サイバー警察局サイバー捜査課に、

2 国際サイバー捜査指導官一人を置く。

2 国際サイバー捜査指導官は、命を受け、令第四十六条第一号に掲げる事務のうち外国の警察行政機関と共同して行う必要のある犯罪の捜査に関する事務及び同条第二号に掲げる事務をつかさどる。

(高度情報技術解析センター)

**第五十条** サイバー警察局情報技術解析課に、高

度情報技術解析センターを置く。

2 高度情報技術解析センターにおいては、令第四十七条各号に掲げる事務のうち次に掲げるもの(国民生活若しくは社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのあるサイバー事案の予防又は当該事案による被害の拡大を防止するため必要な応急措置に係る技術に関するもの)を除く。)をつかさどる。

1 犯罪の取締りのための情報技術の解析の実施に関すること。

2 犯罪の取締りのための情報技術の解析及びサイバー事案の防止対策に関することで高度

な技術を要するものに必要な技術的手法の開発に関すること。

2 高度情報技術解析センターに、所長を置く。

4 3 所長は、命を受け、高度情報技術解析センターの事務を掌理する。

(警察大学校)

**第五十一条** 警察庁に、警察大学校若干人を置くことができる。

2 警察大学校長官(以下「長官」という。)の諮問に応ずる。

3 警察大学校顧問は、非常勤とする。

(警察大学校の位置)

**第五十二条** 警察大学校は、東京都府中市に置く。

(警察大学校長)

**第五十三条** 警察大学校長は、長官の命を受け、校務を掌理する。

(副校長等)

**第五十四条** 警察大学校に、校長のほか、次の職務を置く。

副校長

2 副校長は、校長を助け、校務を処理し、校長に事故あるときは又は校長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 教授は、学生の教育訓練に当たり、及び研究に従事する。

4 助教授は、教授の職務を助ける。

5 校長は、特に必要がある場合には、講師を委嘱することができる。

(部)

**第五十五条** 警察大学校に、次の九部を置く。

教務部

警務教養部

生활安全教養部

刑事教養部

組織犯罪対策教養部

交通安全教養部

警備教養部

教官教養部

術科教養部

各部に、部長を置き、教授をもつて充てる。

(教務部の分課)	<b>第五十六条</b> 教務部に、次の三課及び総務調整官一人を置く。 一 底務課 二 会計課 三 教務課	<b>第五十七条</b> 底務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 一 公印の管守に関する事。と。 二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。と。 三 情報の公開に関する事。と。 四 個人情報の保護に関する事。と。 五 職員の人事及び給与に関する事。と。 六 福利厚生に関する事。と。 七 前各号に掲げるもののほか、他の部課の所掌に属しない事務に関する事。と。	(底務課)
(刑事教養部の所掌事務)	<b>第六十三条</b> 刑事教養部においては、刑事警察（国際的な犯罪捜査及び国際刑事警察機関との連絡を除く。）犯罪鑑識及び犯罪統計に関する事務	<b>第六十四条</b> 組織犯罪対策教養部においては、国際的な犯罪捜査、国際刑事警察機関との連絡をつかさどる。 一 犯罪の取締り、組織犯罪の取締り（刑事局の所掌に係るものに限る。以下同じ。）、犯罪による収益の移転防止並びに国際捜査共助に関する教育訓練をつかさどる。	(組織犯罪対策教養部の所掌事務)
(交通教養部の所掌事務)	<b>第六十五条</b> 交通教養部においては、交通警察に關する教育訓練をつかさどる。	<b>第六十六条</b> 警備教養部においては、警備警察、警衛、警護及び警備実施に関する教育訓練をつかさどる。	(交通教養部の所掌事務)
(教務課)	<b>第五十八条</b> 会計課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 一 予算、決算及び会計に関する事。と。 二 東日本大震災復興特別会計の経理に関する事。と。 三 行政財産及び物品の管理に関する事。と。 四 東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理に関する事。と。 五 庁舎の營繕に関する事。と。 六 学生の給食に関する事。と。	<b>第六十七条</b> 教官教養部においては、警察学校の教官の養成及び指導に必要な教育方法その他の専門的な知識及び技術に関する教育訓練をつかさどる。	(教官教養部の所掌事務)
(警務教養部の所掌事務)	<b>第五十九条</b> 教務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 一 学生の教育訓練の計画等に関する事。と。 (総務調整官)	<b>第六十八条</b> 術科教養部においては、柔道、剣道、逮捕術、教練、拳銃操法、体育等の術科に関する教育訓練をつかさどる。	(術科教養部の所掌事務)
(名譽教授)	<b>第六十条</b> 総務調整官は、命を受け、第五十七条及び第五十八条に掲げる事務のうち重要な事項に係るもの企画及び立案並びに調整に参画する。	<b>第六十九条</b> 警察大学校に、顧問若干人を置くことができる。 1 顧問は、学識経験のある者につき、長官が委嘱する。 2 顧問の任期は、二年とする。ただし、再任することができる。 3 顧問は、校長の諮問に応ずる。 4 顧問は、非常勤とする。	(顧問)
(警務教養部の所掌事務)	<b>第七十条</b> 長官は、警察に関する学術及びその運用について特に功績があつた者に対し、警察大学校名譽教授の称号を授与することができる。	<b>第七十一条</b> 警察大学校に、財務捜査研修センターを置く。	(財務捜査研修センター)
(警務教養部の所掌事務)	<b>第六十二条</b> 生活安全教養部においては、犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏、地域警察その他の警ら、犯罪の予防及び保安警察に関する教育訓練をつかさどる。	<b>第七十二条</b> 警察大学校に、国際警察センターを置く。	(国際警察センター)
2 特別捜査幹部研修所は、警察職員に対し、上級の捜査幹部として必要な捜査の指揮及び管理を行う。	<b>第七十三条</b> 警察大学校に、財務捜査研修センターを置く。	<b>第七十四条</b> 警察大学校に、取調べ技術総合研究・研修センターを置く。	(取調べ技術総合研究・研修センター)
3 その他高度の専門技術に関する研修を行う。	<b>第七十五条</b> 警察大学校に、警察政策研究センターを置く。	<b>第七十六条</b> 警察大学校に、警察情報通信研究センターを置く。	(警察政策研究センター)
4 教授は、学生の研修に当たり、及び研究に従事する。	<b>第七十七条</b> 警察大学校に、財務捜査研修センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。	<b>第七十七条</b> 警察大学校に、財務捜査研修センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。	(財務捜査研修センター)
5 助教授は、教授の職務を助ける。	<b>第七十八条</b> 警察大学校に、財務捜査研修センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。	<b>第七十八条</b> 警察大学校に、財務捜査研修センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。	(財務捜査研修センター)
6 研修センターの事務を処理する所長の命を受け、財務捜査研修センターに、所長を置く。	<b>第七十九条</b> 警察大学校に、取調べ技術総合研究・研修センターを置く。	<b>第七十九条</b> 警察大学校に、取調べ技術総合研究・研修センターを置く。	(取調べ技術総合研究・研修センター)
7 助教授は、教授の職務を助ける。	<b>第八十条</b> 警察大学校に、警察情報通信研究センターを置く。	<b>第八十条</b> 警察大学校に、警察情報通信研究センターを置く。	(警察情報通信研究センター)
8 教授は、学生の研修に当たり、及び研究に従事する。	<b>第八十一条</b> 警察大学校に、警察情報通信研究センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。	<b>第八十一条</b> 警察大学校に、警察情報通信研究センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。	(警察情報通信研究センター)
9 助教授は、教授の職務を助ける。	<b>第八十二条</b> 警察大学校に、警察情報通信研究センターを置く。	<b>第八十二条</b> 警察大学校に、警察情報通信研究センターを置く。	(警察情報通信研究センター)
10 通信研究センターの事務を処理する。	<b>第八十三条</b> 警察大学校に、警察情報通信研究センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。	<b>第八十三条</b> 警察大学校に、警察情報通信研究センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。	(警察情報通信研究センター)

5	警察情報通信研究センターに、所長のほか、助教授及び助教授を置く。
6	教授は、警察に関する情報通信に関する研究を行うほか、警察職員の研究の指導に従事する。
7	助教授は、教授の職務を助ける。
8	警察情報通信研究センターに、研究室を置く。
9	この条に定めるもののほか、警察情報通信研究センターの内部組織は、国家公安委員会規則で定める。
10	（サイバーセキュリティ対策研究・研修センター）
11	第七十七条 警察大学校に、サイバーセキュリティ対策研究・研修センターを置く。
12	サイバーセキュリティ対策研究・研修センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。
13	一 犯罪の取締りのための情報技術の解析及びサイバー事案の防止対策に関する事務のうち技術に関する研究に関すること。
14	二 警察職員に対するサイバー事案に係る犯罪の取締りに関する専門的な知識及び技術に関する学術の研修並びにこれに必要な調査研究に関すること。
15	三 サイバーセキュリティ対策研究・研修センターに、所長を置く。
16	四 所長は、警察大学校長の命を受け、サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの事務を処理する。
17	五 サイバーセキュリティ対策研究・研修センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。
18	六 教授は、研究及び警察職員の研究の指導に従事し、並びに学生の研修に当たる。
19	七 助教授は、教授の職務を助ける。
20	八 サイバーセキュリティ対策研究・研修センターに、研究室及び研修室を置く。
21	九 この条に定めるもののほか、サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織は、国家公安委員会規則で定める。
22	（附属警察情報通信学校）
23	第七十八条 警察大学校に、附属警察情報通信学校を置く。
24	附属警察情報通信学校は、警察職員に対し、警察に関する情報の管理及び通信並びに犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する専門技術の教育訓練を行う。
25	附属警察情報通信学校に、校長を置く。
26	（研究調整官）
27	第八十三条 科学警察研究所に、研究調整官一人を置く。
28	（部）
29	第七十九条 附属警察情報通信学校に、次の五部を置く。
30	（部）
31	第八十四条 科学警察研究所に、次の七部を置く。
32	（部）
33	第九十条 会計課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
34	一 予算、決算及び会計に関すること。
35	二 東日本大震災復興特別会計の経理に関すること。
36	（会計課）
37	九 図書の整理及び保管に関すること。
38	十 研究調整官は、命を受け、科学警察研究所の所掌事務のうち重要な事項に係るもの企画、立案及び調整並びに重要な研究及び実験を行い、並びに当該事務に関し、政策的見地から総括して指導を行う。
39	十一 前各号に掲げるもののほか、他の部課の所掌に属しない事務に関すること。
40	十二 東日本大震災復興特別会計の経理に関すること。
41	（法科学第一部の所掌事務）
42	三 行政財産及び物品の管理に関すること。
43	四 東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理に関すること。
44	（法科学第一部の所掌事務）
45	五 庁舎の營繕に関すること。
46	（法科学第一部の所掌事務）
47	六 東日本大震災復興特別会計の経理に関する事務をつかさどる。
48	（法科学第一部の所掌事務）
49	七 研究調整官は、命を受け、その置かれる部の所掌事務のうち重要事項に係るものについての企画及び立案並びに研究に参画する。
50	（法科学第一部の所掌事務）
51	八 各部に、部長を置く。
52	九 この府令に定めるもののほか、各部の内部組織は、国家公安委員会規則で定める。
53	（主任研究官）
54	第十一条 各部（総務部を除く。）に、研究室（研究室）を置く。
55	（主任研究官）
56	第十八条 各部に、主任研究官を置く。
57	二 主任研究官は、命を受け、その置かれる部の所掌事務のうち重要事項に係るものについての企画及び立案並びに研究に参画する。
58	（総務部の分課）
59	二 この府令に定めるもののほか、各部の内部組織は、国家公安委員会規則で定める。
60	（主任研究官）
61	二 前号に掲げる科学又は技術を応用する鑑定及び検査をつかさどる。
62	（法科学第三部の所掌事務）
63	一 犯罪の捜査に関連する物理学及び工学の研究及び実験に関すること。
64	（法科学第二部の所掌事務）
65	一 前号に掲げる科学又は技術を応用する鑑定及び検査に関すること。
66	（法科学第三部の所掌事務）
67	一 犯罪の捜査に関連する化学の研究及び実験に関すること。
68	（法科学第四部の所掌事務）
69	一 前号に掲げる科学又は技術を応用する鑑定及び検査に関すること。
70	（法科学第四部の所掌事務）
71	二 公文書類の管守に関する事務をつかさどる。
72	三 所務一般の企画、立案及び総合運営に関する事務をつかさどる。
73	（副所長）
74	二 公文書類の接受、発送、編集及び保管に関する事務をつかさどる。
75	三 所務一般の企画、立案及び総合運営に関する事務をつかさどる。
76	（副所長）
77	四 職員の身上に関する事務をつかさどる。
78	五 資料一般の収集、整理、保管及び利用に関する事務をつかさどる。
79	（副所長）
80	一 犯罪の捜査に関連する心理学及び精神医学の研究及び実験に関すること。
81	（法科学第四部の所掌事務）
82	二 文書類及び偽造通貨の鑑定に必要な技術の研究及び実験に関すること並びに偽造通貨の符号の制定に関すること。
83	三 前二号に掲げるもののほか、犯罪の捜査に関連する情報科学の研究及び実験に関すること。
84	四 前各号に掲げる科学又は技術を応用する鑑定及び検査に関すること。

(犯罪行動科学部の所掌事務)

第九十四条 犯罪行動科学部においては、次に掲

げる事務をつかさどる。

一 少年の非行防止についての研究及び実験に

の少年の非行防止についての研究及び実験に

関すること。

二 犯罪の防止に関する行動科学その他の犯

罪の防止についての研究及び実験に

と。

三 犯罪の搜査に関する行動科学その他の犯

罪の防止についての研究及び実験に

と。

四 犯罪の搜査の支援に関する行動科学その他の犯

罪の防止についての研究及び実験に

と。

五 犯罪の搜査の支援についての研究及び実験に

と。

六 所長は、科学警察研究所長の命を受け、所務

を処理する。

七 附属鑑定所に、主任研究官を置く。

八 主任研究官は、命を受け、附属鑑定所の所掌

事務のうち重要な事項に係るものについての企画

及び立案並びに研究に参画する。

九 附属鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

十 鑑定官は、命を受け、附属鑑定所の所掌事務

のうち特定の事項に関する鑑定及び検査に

事務をつかさどる。

十一 附属鑑定所は、命を受け、附属鑑定所の所掌

事務をつかさどる。

十二 附属鑑定所は、主任研究官の命を受け、

附属鑑定所の所掌事務を

研究及び実験に

と。

十三 附属鑑定所は、主任研究官の命を受け、

附属鑑定所の所掌事務を

研究及び実験に

と。

十四 附属鑑定所は、主任研究官の命を受け、

附属鑑定所の所掌事務を

研究及び実験に

と。

十五 附属鑑定所は、主任研究官の命を受け、

附属鑑定所の所掌事務を

研究及び実験に

と。

十六 附属鑑定所は、主任研究官の命を受け、

附属鑑定所の所掌事務を

研究及び実験に

と。

十七 附属鑑定所は、主任研究官の命を受け、

附属鑑定所の所掌事務を

研究及び実験に

と。

十八 附属鑑定所は、主任研究官の命を受け、

附属鑑定所の所掌事務を

研究及び実験に

と。

十九 附属鑑定所は、主任研究官の命を受け、

附属鑑定所の所掌事務を

研究及び実験に

と。

二十 附属鑑定所は、主任研究官の命を受け、

附属鑑定所の所掌事務を

研究及び実験に

と。

二十一 附属鑑定所は、主任研究官の命を受け、

附属鑑定所の所掌事務を

研究及び実験に

と。

号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究

所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつ

かさどる。

二 附屬鑑定所に、主任研究官を置く。

三 附屬鑑定所に、所長を置く。

四 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

五 所長は、命を受け、附屬鑑定所の所掌事務

を処理する。

六 附屬鑑定所に、主任研究官を置く。

七 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

八 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

九 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

十 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

十一 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

十二 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

十三 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

十四 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

十五 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

十六 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

十七 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

十八 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

十九 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

二十 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

二十一 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

二十二 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

二十三 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

二十四 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

二十五 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

二十六 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

二十七 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

二十八 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

二十九 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

三十 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

三十一 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

三十二 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

三十三 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。

二 附屬鑑定所に、主任研究官を置く。

三 附屬鑑定所に、所長を置く。

四 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

五 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

六 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

七 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

八 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

九 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

十 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

十一 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

十二 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

十三 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

十四 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

十五 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

十六 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

十七 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

十八 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

十九 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

二十 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

二十一 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

二十二 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

二十三 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

二十四 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

二十五 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

二十六 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

二十七 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

二十八 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

二十九 附屬鑑定所に、所長及び主任研究官のほか、

鑑定官三人を置く。

二 附本部長は、本部長を助け、皇宮警察本部の事務を処理し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代行する。

三 所管行政に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

四 東日本大震災復興特別会計の経理に関するこ

と。

五 庁舎の營繕に関すること。

六 裝備に関すること。

七 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

八 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

九 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

一〇 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

一一 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

一二 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

一三 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

一四 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

一五 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

一六 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

一七 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

一八 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

一九 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

二〇 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

二一 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

二二 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

二三 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

二四 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

二五 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

二六 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

二七 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

二八 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

二九 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

二三〇 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

二三一 会計課においては、次に掲げる事務を

つかさどる。

外事技術情報官一人を、中部管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官一人、会計監査官一人、高速道路管理官二人、災害対策官一人及び外事技術情報官一人を、九州管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路管理官一人を、九州管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官一人、災害対策官一人及び外事技術情報官一人を置く。
（護衛第一課）
第百十五条 護衛第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
一 天皇、皇后及び皇子の護衛に関すること。
二 特命全権大使及び特命全権公使の信任状及び解任状の捧呈式並びに国賓の皇居参内の送迎の際における護衛に関すること。
三 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しない事務に関すること。
（護衛第二課）
第百十六条 護衛第一課においては、皇太子その他の中廷にある皇族（皇后及び皇子を除く。）の護衛に関する事務をつかさどる。
（護衛第三課）
第百十七条 護衛第三課においては、皇族（内廷にある皇族を除く。）の護衛に関する事務をつかさどる。
（侍衛官）
第百十八条 侍衛官は、命を受け、天皇又は皇族の護衛実施の指揮に当たる。
（護衛署）
第百十九条 護衛署は、その管轄区域における皇宫警察の事務をつかさどる。
2 護衛署の名称、位置及び管轄区域は、国家公安委員会が定める。
（皇宫警察学校長）
第百二十条 皇宫警察学校長は、本部長の命を受けて、校務を掌理する。
（第三節 地方機関）
第一款 管区警察局
（管区警察局総務監察・広域調整部の分課）
第二百二十二条 関東管区警察局及び近畿管区警察局の広域調整部に、次の二課を置く。
（管区警察局広域調整部の分課）
第二百二十三条 関東管区警察局及び近畿管区警察局の広域調整部に、次の二課を置く。
（管区警察局広域調整部の分課）
第二百二十四条 首席監察官は、命を受け、所管行政及び警察職員の規律に関する監察に関する事務を総括する。
（首席監察官及び監察官）
第二百二十五条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
一 機密に関する事。
二 公印の保管に関する事。
三 公文書類の接受、発送、編集及び保管に関する事。
四 情報の公開に関する事。
五 留置施設に関する事。
六 個人情報の保護に関する事。
七 広報に関する事。
八 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事。
（企画分析課）
第二百二十六条 監察課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
一 監察に関する事。
二 表彰に関する事。
（会計課）
第百二十七条 会計課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
一 預算、決算及び会計に関する事。
二 東日本大震災復興特別会計の経理に関する事。
（会計監査官）
第百二十八条 会計監査官は、命を受け、会計の監査の計画、実施及び指導に関する事務をつかさどる。
（会計監査官）
第二百二十九条 広域調整第一課においては、次に掲げる事務のうち、主として数府県の地域に関するものについての調整に関する事務をつかさどる。
（広域調整第一課）
第二百三十一条 高速道路管理官は、命を受け、高速道路上における交通警察の運営に関する事務をつかさどる。
（高速道路管理官）
第二百三十二条 災害対策官は、命を受け、災害警備その他災害等の緊急事案に対処するための対策に関する事務をつかさどる。
（災害対策官）
第二百三十三条 外事技術情報官は、命を受け、外国人に係る警備警察に関する事務のうち技術的事項に係るものをつけさせどる。
（外事技術情報官）
第二百三十四条 関東管区警察局サイバー特別捜査部に、次の二課を置く。
（企画分析課）
第二百三十五条 企画分析課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
一 重大大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する企画及び立案並びに調整に関する事。









